

宇治東山市営住宅建替推進委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治東山市営住宅1号から20号の建替及び建替周辺地域のまちづくりについて検討を行うため、善法地域の住民、東山市営住宅の入居者、行政の三者相互のパートナーシップのもと、有識者等も含めた幅広い意見を反映するための宇治東山市営住宅建替推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は以下に掲げる事項について意見の交換及び調整を行う。

- (1) 宇治東山市営住宅1号から20号の建替に関する事
- (2) 建替周辺地域のまちづくりに関する事
- (3) その他善法・東山地区まちづくりに関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 宇治東山市営住宅入居者の代表者
- (3) 各種関係団体の従事者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年7月21日から施行する。

(会議の特例)

- 2 この要項の施行の日以後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。